# Deloitte.

注:本資料は Deloitte の IFRS Global Office が作成し、有限責任監査法人トーマツ が翻訳したものです。

この日本語版は、読者のご理解の参考までに作成したものであり、原文については 英語版ニュースレターをご参照下さい。

# IFRS in Focus

勤務に連動した拠出の会計処理を明確化するため IAS 第 19 号 (2011 年) を修正

#### 目次

- ・なぜ本修正を公表したのか?
- 本修正によりどのような変更があったのか?
- いつ新しい要求事項が適用されるのか?

本 IFRS in Focus は、IAS 第 19 号「従業員給付(2011 年)」における、勤務に 関連した従業員または第三者からの拠出に関して、最近行われた会計処理の 修正を要約している。

## 要点

- ・ IAS 第 19 号(2011 年)の修正は、勤務年数とは独立している従業員拠出 を、当該拠出を勤務期間に帰属させることに代えて、サービスが提供され た期間の勤務費用の減額として認識することを容認するものである。
- ・ その他の従業員または第三者からの拠出は、制度の拠出算定式または定額法により勤務期間に帰属させることが要求されている。
- 本修正は、2014年7月1日から発効し、早期適用も認められる。

#### なぜ本修正を公表したのか?

確定給付制度は、従業員または第三者に制度への拠出を要求することがある。 IAS 第 19 号 (2011 年)では、そのような拠出を、退職後給付の一部として取扱い、負の給付として勤務期間に帰属させることを要求している。2012 年に、 IFRS 解釈指針委員会(委員会)は、関係者から、IAS 第 19 号 (2011 年)により要求されている予測単位積増方式を使用して当該拠出を勤務期間に帰属させることの、潜在的な複雑性に対する懸念に関し、明確化の要望を受け取った。

国際会計基準審議会(IASB)は、これらの懸念を認識し、2013年3月に、従業員または第三者からの拠出に対して会計処理を単純化する実務上の便法を提案する公開草案 ED/2013/4「確定給付制度:従業員拠出」(IAS 第19号の修正案)を公表した。これらの修正が、今回最終化された。

詳細は下記ウェブサイトを参照

www.iasplus.com

www.deloitte.com

#### 本修正によりどのような変更があったのか?

今回容認された、従業員または第三者からの拠出を勤務期間に帰属させる方法は、それらの拠出が従業員によって提供された勤務年数から独立しているかどうかによって異なる。

動務年数から独立した拠出(すなわち、それを支払うべきこととなる期間と同じ期間に提供された従業員の勤務のみに連動しているようなものと考えられる)は、期日が到来したかのように、勤務費用の減額として認識することができる。これは、拠出が従業員の給与の固定率であったり、勤務期間を通じて拠出額が一定の場合、または、従業員の年齢に応じた拠出である場合が該当する。

#### 見解

企業は、これらの拠出を、予測単位積増方式を使用して勤務期間に帰属させる方法に代えて、それを支払うべきこととなる期間と同じ期間の勤務費用の減額として会計処理することを容認されるが要求されない。これは、全ての確定給付制度に整合的に適用しなければならない会計方針の選択である。

当年度の勤務のみに関連していない拠出は、当該拠出から生じる負の給付を、IAS 第 19 号(2011 年)70 項に従って総額での給付に適用される帰属方法と整合的に、制度の拠出算定式を使用してまたは定額法で勤務期間に帰属させなければならない。

#### 見解

本修正には、どのような場合に従業員拠出が「勤務年数から独立した」とみられるかについての定義は無い。本修正ではその代わり、そのようにみられるであろう拠出の例(従業員の給与の固定された割合、固定額または従業員の年齢に応じた金額)と、そのようにみられないであろう拠出の例(給与の、勤務期間にわたり増加する割合)を示している。

## いつ新しい要求事項が適用されるのか?

本修正は、2014年7月1日以後に開始される事業年度から遡及的に適用される。早期適用は認められる。

トーマッグルーブは日本におけるデロイトトウシュトーマッ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそれらの関係会社(有限責任監査法人トーマッ、デロイトトーマッ コンサルティング株式会社、デロイトトーマッ ファイナンシャルアドバイザリー株式会社および税理士法人トーマッを含む)の総称です。トーマッグルーブは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグルーブのひとつであり、各社がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約7,100名の専門家(公認会計士、税理士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はトーマッグループWebサイト(www.tohmatsu.com)をご覧ださい。

Deloitte(デロイト)は、監査、税務、コンサルティングおよびファイナンシャル アドバイザリーサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 ヵ国を超えるメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 200,000 名におよぶ人材は、"standard of excellence"となることを目指しています。

Deloitte(デロイト)とは、デロイトトウシュトーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)およびそのネットワーク組織を構成するメンバーファームのひとつあるいは複数を指します。デロイトトウシュトーマツ リミテッドおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。その法的な構成についての詳細は www.tohmatsu.com/deloitte/ をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。

© 2013 For information, contact Deloitte Touche Tohmatsu LLC.

Member of **Deloitte Touche Tohmatsu Limited**